

65歳以上の方の 介護保険料が変わります

■問合せ 介護課介護支援係
(ゆとろ内・☎23-3029)

町では3年ごとに介護保険料の見直しを行っており、本年度から65歳以上の方が支払う介護保険料が変更になります。65歳以上の方には7月中旬に、個別に介護保険料を通知しますので、ご確認ください。

■変更点とその事由

①保険料は引き上げとなります。

今後3年間において、介護保険サービスの利用が増えるなどの費用の増加が見込まれるためです。

②保険料の段階数が9段階から10段階に変わります。

新たな保険料はこれまで制度運用で生じた剰余金を活用し、引き上げ幅を抑えて負担を軽減しています。低所得者に配慮しつつ、被保険者の負担能力に応じた保険料になるよう、段階数を変更します。

■平成30年度～32年度の介護保険料（65歳以上）

(参考) 平成27～29年度の
保険料

対象者		年額保険料
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	30,240円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が、80万円を超え120万円以下の方	47,040円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	50,400円
第4段階	世帯内に町民税課税者がいて、本人が町民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	60,480円
第5段階	世帯内に町民税課税者がいて、本人が町民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	67,200円
第6段階	本人が町民税を課税されていて、前年の合計所得金額が120万円未満の方	80,640円
第7段階	本人が町民税を課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	87,360円
第8段階	本人が町民税を課税されていて、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	100,800円
第9段階	本人が町民税を課税されていて、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	114,240円
第10段階	本人が町民税を課税されていて、前年の合計所得金額が500万円以上の方	120,960円

段階	年額保険料
第1段階	27,160円
第2段階	45,270円
第3段階	45,270円
第4段階	54,320円
第5段階	60,360円
第6段階	72,430円
第7段階	78,460円
第8段階	90,540円
第9段階	102,610円

※公的年金収入には、遺族年金、障害年金などの非課税年金は含みません。

平成30年
4月から

国民健康保険制度のしくみ

パート2

が変わります

これまで、国民健康保険（国保）は市町村ごとに運営していましたが、平成30年4月からは北海道も市町村とともに国保運営を担うことになりました。広報4月号では、国保制度や保険証の変更についてお知らせしましたが、今回は国保税についてお知らせします。



平成30年度の
国保税・保険料額は
7月中旬に個別に
お知らせします。

国民健康保険は
世帯主宛て、
後期高齢者医療は
個人宛てに郵送します。

国保税の決まり方

国保税は、加入者の所得や資産、人数などに応じて **世帯単位** で計算します。

$$\text{国民健康保険税} = \text{医療分 (全員)} + \text{後期高齢者支援金分 (全員)} + \text{介護分 (40～64歳の方)}$$

「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分」は、それぞれを次のように計算します。

所得割	(平成29年中の所得金額等－基礎控除額33万円) × 税率
資産割	平成30年度の固定資産税額のうち土地家屋にかかる税額 × 税率
均等割	国保加入者数 × 1人当たりの均等割額
平等割	1世帯当たりの平等割額

国保税の軽減基準が見直しされました

「均等割」「平等割」は、世帯の所得に応じて国保税が軽減されます（7割、5割、2割）。このうち、次の2つの段階の範囲が拡充されます。

軽減割合	平成29年度	平成30年度
5割軽減	33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)

平成30年度の国保税率が変わります

医療分と後期分の合算額（全員）はやや低くなり、介護分（40～64歳の方）は高くなります。

	平成29年度			平成30年度		
	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分
所得割	8.3%	0.7%	1.5%	8.0%	0.9%	1.6%
資産割	25.0%	3.0%	3.0%	24.0%	4.0%	3.0%
均等割	2万7,000円	3,000円	7,000円	2万6,000円	4,000円	8,000円
平等割	2万9,000円	2,500円	5,500円	2万8,000円	3,300円	6,000円
賦課限度額	54万円	19万円	16万円	58万円	19万円	16万円

※年間国保税額の目安

世帯の所得額	固定資産税	世帯人数	世帯のうち40～64歳の人数	国保税額（年額）		国保税の軽減措置
				平成29年度	平成30年度	
500万円	5万円	4人	2人	67万6,700円	67万9,100円	—
250万円	5万円	4人	2人	41万4,200円	41万6,600円	—
150万円	5万円	4人	2人	27万5,000円	27万6,900円	2割軽減
150万円	5万円	2人	0人	21万700円	20万9,400円	—
50万円	5万円	2人	0人	7万5,000円	7万4,700円	5割軽減
0円	0円	1人	0人	1万8,400円	1万8,300円	7割軽減

平成 30 年度の 後期高齢者医療制度

後期高齢者制度は、75 歳以上の方と
65 ～ 74 歳で一定の障がいのある方を対象に
北海道全体で運営しています。

平成 30 年度・平成 31 年度の 保険料が決まりました

1 年間の保険料は次のとおりです。

	平成 28・29 年度	平成 30・31 年度
均等割	年間 4 万 9,809 円	年間 5 万 205 円
所得割	年間 10.51%	年間 10.59%
賦課限度額	57 万円	62 万円

保険料の軽減特例等が見直しされました

所得に応じた保険料の軽減基準が変わりました。

① **均等割の軽減** 世帯の所得に応じた軽減のうち、2 つの段階の範囲が拡充されます。

軽減割合	平成 29 年度	平成 30 年度
5 割軽減	33 万円 + (27 万円 × 世帯の被保険者数)	33 万円 + (27 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)
2 割軽減	33 万円 + (49 万円 × 世帯の被保険者数)	33 万円 + (50 万円 × 世帯の被保険者数)

② **所得割の軽減** 被保険者個人の所得に応じた軽減がなくなります。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度
所得が 91 万円以下の方	2 割軽減	軽減なし

○ **社会保険などの扶養に入っていた方への保険料の軽減が見直されました**

後期高齢者医療制度に加入したとき、被用者保険（社会保険や共済組合など）の被扶養者だった方の軽減割合が変わりました。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度
被用者保険の 被扶養者だった方	均等割	7 割軽減
	所得割	かかりません
		5 割軽減
		かかりません

※所得の状況により、均等割の軽減割合が 9 割または 8.5 割に該当することがあります。

医療費を大切にするために心がけたいこと

① **同じ病気での「はしご受診」や「重複受診」はやめましょう。**

かかりつけ医をもち、同じ病気で病院を受診する時は、紹介状をもってかかりましょう。

② **時間外の受診はさげましょう。**

緊急時以外は診療時間内に受診するようにしましょう。体調の悪い時は長期間様子を見ず、早めの受診が大切です。

③ **治療は途中でやめないようにしましょう。**

治療を一度中断し再度受診すると、新たに初診料がかかってしまったり、病状が悪化し医療費がかさんでしまうことがあります。

④ **お薬手帳を活用しましょう。**

1 冊のお薬手帳に記録することで薬の重複使用を避け、健康管理に役立てましょう。ジェネリック医薬品の活用もしていきましょう。

⑤ **定期健診を受け、日ごろから健康管理に努めましょう。**

病気を早期に発見することで、治療期間も短く、治療費も少なく済みます。定期的に特定健診、がん検診を受けましょう。受診結果が精密検査や再検査の時は必ず受診しましょう。

医療費が増えると医療制度の財政負担が増えるため、国保税や保険料の増加につながってしまうかもしれません。

一人ひとりが医療費を大切に
していきましょう！



問

合せ

住民課国保・後期高齢者医療係
(☎ 23 - 2467)